

議第30号

滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1第10項第3号を削り、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表中第21項を第23項とし、第16項から第20項までを2項ずつ繰り下げ、同表第15項第2号エ中「第18項第2号」を「第20項第2号」に改め、同号オ中「第19項第2号」を「第21項第2号」に改め、同号カ中「第20項第2号」を「第22項第2号」に改め、同項を同表第17項とし、同表第14項の次に次の2項を加える。

15 安全計画の策定等

- (1) 設置者は、利用者の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の点検、従業者、利用者等に対する指定福祉型障害児入所施設の外での活動、取組等を含む指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。
- (2) 管理者は、安全計画を従業者に周知すること。
- (3) 管理者は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- (4) 設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

16 管理者は、利用者の指定福祉型障害児入所施設の外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。

別表第2第4項中「第20項（）」を「第22項（）」に、「第21項の」を「第23項の」に、「同表第15項第2号イ」を「同表第17項第2号イ」に、「第18項第2号」を「第20項第2号」に、「第19項第2号」を「第21項第2号」に、「第20項第2号」を「第22項第2号」に、「同表第20項

第2号」を「同表第22項第2号」に、「同表第21項第1号」を「同表第23項第1号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1第10項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）別表第1第15項（新条例別表第2第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例別表第1第15項第1号中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」と、同項第3号および第4号中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。